

事務局説明資料 (基本的方向性案と議論すべき論点)

令和6年11月

経済産業省 産業組織課

1. 基本的方向性（案）

2. 議論すべき論点

- （1） 総論
- （2） 対象事業者
- （3） 対象債権
- （4） 担保付債権の扱い
- （5） 一時停止
- （6） 決議・裁判所認可手続
- （7） その他

1. 基本的方向性 (案)

早期の事業再生を図る新たな制度の方向性（案）

- これまでの議論を踏まえ、経済的に窮境に陥るおそれのある段階（倒産前の状態）の事業者について、公平中立的な**第三者機関（指定法人）**と**裁判所**が関与して**手続の透明性・公正性の両方を担保しつつ**、（直接の商取引に影響しない）**金融債務の整理を迅速に行うこと**で、**早期の事業再生を円滑に行う**ことができる制度として、検討を進めてはどうか。

概要

① 手続申請

事業者（債務者）が第三者機関（指定法人）※に手続を申請。

※ 手続の監督等を行う公正な第三者機関として、事業再生の専門的知識・実務経験を有する者を指定

② 第三者機関による確認

第三者機関は、事業者から提出された、早期事業再生計画案概要書（対象債権（金融機関等が有する金融債権）の権利変更の方向性を含む事業再生の方向性等）、対象債権の一覧、財務諸表等から、下記の事項を確認。

- 債務調整の必要性（経済的に窮境に陥るおそれ）
- 対象債権者集会の決議成立の見込み（主要債権者が本制度の利用に異議を示していない等）
- 対象債権者一般の利益（清算価値保障）に適合する見込み

③ 対象債権者集会における決議

対象債権者集会において、事業者による情報提供及び債権者への意見陳述の機会の付与の後、対象債権者の多数決（総議決権の3/4以上の同意）により、対象債権のうち担保により保全されていない非保全部分の権利変更を可決。

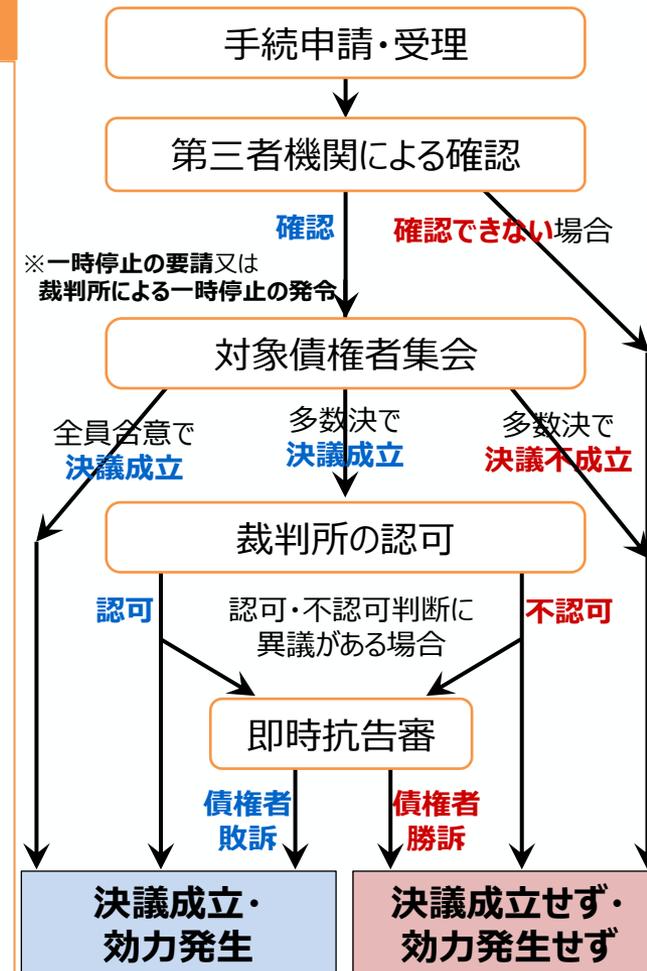
※ 対象債権の権利変更に係る賛否の判断に資する内容として、早期事業再生計画を提示

※ 第三者機関は、決議前に、対象債権の権利変更に関する内容及び早期事業再生計画について、法令に定める調査事項（事業者の資産や負債の算定等）を調査し、その結果を報告

④ 裁判所による対象債権者集会の決議の認可

裁判所は、第三者機関及び債権者の意見の陳述を聴取しつつ、後見的に、決議の瑕疵（手続の法令違反、決議の公正性を損ねる点がないか）や清算価値保障を審査して、認可又は不認可を決定。

※裁判所の認可に関する即時抗告が可能（異議申立ての機会の確保）



(参考) 法的整理・私的整理の比較

- **法的整理**は、原則として**全債権を対象**とし、**債権者の多数決及び裁判所の認可**によって、債務の減免等が認められる。**手続開始時には公告**が行われる。
- **私的整理**は、手続の利用を**公告せず、非公開の手続**で、**商取引債権以外の債権を対象債権**として進めることができる。そのため、**事業価値毀損を抑えやすい**という特徴がある。他方、**対象債権者全員の同意が得られない限り成立しない**。

	法的整理 (例：民事再生／民事再生法)	準則型私的整理 (例：事業再生ADR／産業競争力強化法)
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた再生計画を定めること等により当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業及び経済生活の再生を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業の早期事業再生を支援するため、中立な専門家が、金融機関等の債権者と債務者との間の調整を実施し、事業者の事業再生に係る和解の成立を図るための手続
公告の有無	<ul style="list-style-type: none"> ● 手続開始時等に公告あり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公告不要
対象債務者	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済的に窮境にある債務者 	<ul style="list-style-type: none"> ● 過剰債務を負った事業者
対象債権者	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、全債権者（一部は例外） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 債務者が選択可能（通常は金融債権者）
第三者機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所、主に監督委員 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定認証紛争解決事業者 (現在は、(一社)事業再生実務家協会のみ)
計画の効力発生要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 出席議決権者の過半数の同意及び議決権者の議決権の総額の1/2以上の同意 ● 裁判所による認可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象債権者全員の同意

2. 議論すべき論点

議論すべき論点（全体）

（1）総論

- ① 多数決による金融債務の整理を可能とする本制度の正当性について、どう考えるか。
- ② 新たな制度の位置づけについて、法的倒産手続の延長か、私的整理の延長か、どのように考えるか。
- ③ 既存の準則型私的整理手続と並置して選択可能な制度とするか、既存の準則型私的整理手続を本制度に前置する制度とするか。

（2）対象事業者

- ④ 本制度と既存の準則型私的整理手続を並置する際に留意すべき点の1つとして、倒産前の早期かつ迅速な事業再生が必要な本制度の対象事業者について、どのように考えるか。
- ⑤ 本制度における事業再構築要件について、どのように考えるか。
- ⑥ モラルハザード防止の観点から、粉飾決算など虚偽情報により融資を得た事業者、悪意をもって一時停止違反をした事業者など、誠意のない事業者を本制度の対象から排除する制度設計について、どのように考えるか。

（3）対象債権

- ⑦ 金融債権以外の債権についても、案件に応じて柔軟に対応することの可否も含めて、対象債権の範囲や根拠について、どのように考えるか。

（4）担保付債権の扱い

- ⑧ 本制度における担保付債権の扱いについて、どのように考えるか。

（5）一時停止

- ⑨ 手続の初期の段階で裁判所による強制力のある一時停止の制度が必要との指摘があったが、対象となる範囲について、どのように考えるか。

（6）決議・裁判所認可手続

- ⑩ 決議の可決要件のうち、債権額要件について、どのように考えるか。
- ⑪ 決議の可決要件のうち、頭数要件について、どのように考えるか。
- ⑫ 公平性・信頼性確保の観点と、迅速性等の運用の観点を踏まえ、裁判所による認可手続の位置付けや関与の程度等について、どのように考えるか。

（7）その他

- ⑬ 本制度から法的倒産手続に移行する場合に、留意すべき点があるか。
- ⑭ 事業再生ADRから本制度に移行する場合に、留意すべき点があるか。
- ⑮ 決議に関し考慮すべき点の1つとして議論されている、反対債権者に対する債権買取請求権について、どのように考えるか。
- ⑯ 制度設計上、留意すべき点の1つとして議論されている、債権放棄を含む権利変更を行うことになった場合の税務上の取り扱いについて、どのように考えるか。

(1) 総論 論点①

- 多数決による金融債務の整理を可能とする**本制度の正当性**について、どう考えるか。

対応方針（案）

➤ 本制度は、下記の3点から、**正当化される**と考えてはどうか。

- ① 倒産前の段階で、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者について、**金融機関等の有する金融債権に限定して債務の減免等を行う**ことは、

(イ) 事業価値の毀損を回避して**事業の維持及び再生**を図ることによる**私的利益の実現**

(ロ) 清算価値保障による**対象債権者一般の利益に適合しつつ、取引先や雇用等の社会的・経済的厚生への裨益**を図ることによる**公共的利益の実現**

を達成するために**必要かつ合理的な手段**となること。

- ② **対象を金融機関等有する金融債権に限定し、当該債権者に一定の集団性を観念し得、その集団的意思決定として多数決を行う**ことは合理的根拠があること。

- ③ 制度化された手続に沿って、**第三者機関の関与**の下で事業者の資産評定及びそれに基づく金融債権の権利変更の内容検討がなされ、続いて、信用評価に係る**高度の専門性を有する金融機関等が権利変更の必要性等**を評価した上で多数決を行い、その上で、**裁判所が、第三者機関・債権者の意見を聴取しつつ、後見的立場から、対象債権者間の平等や手続の客観的公平性、清算価値保障を審査し、多数決の濫用の弊害を防止**すること。

(参考) 第2回小委員会 穴戸教授提出資料

- 本制度の**対象債権を金融機関等が有する金融債権に限定した場合**、最高裁平成14年2月13日大法廷判決（インサイダー取引規制の合憲性判断）及び最高裁昭和45年12月6日大法廷決定（会社更生法の合憲性判断）を踏まえて、本制度に**憲法第29条第1項、第2項に違反する点は見られない**。

※ 本制度の目的について、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者につき早期かつ迅速な事業再構築を行うことで事業価値の毀損を防ぎながら事業を維持及び再建するという私的利益の実現があると同時に、金融システムの安定及び反対債権者である金融機関等の財産価値を一定程度保障するという公共的利益の実現も目的としている。

- また、本制度において、**金融機関等の金融債権と、商取引債権を含むその他の債権との間で異なる取扱いをすることには合理的根拠があり、本制度は憲法第14条第1項に反しない**。
- 財産権に関連して、**本制度の法律成立以前に発生した債権を本制度の対象とすることも憲法に違反しない**。

(1) 総論 論点②

- **新たな制度の位置づけ**について、**法的倒産手続の延長か、私的整理の延長か、**どのように考えるか。

対応方針（案）

- **法的整理手続は、倒産状態に至った後に、公告がなされる公開手続として、債務調整の対象が商取引債権も含めた全債権者となることから、事業価値や収益性への毀損の影響が大きくなりやすい。**
- **私的整理手続は、主に金融機関等の金融債権を対象として非公開で行われ、商取引債権への影響を抑制しやすく、従前と同様の事業継続がしやすいが、対象債権者全員の同意を要するために調整が難航する場合や、一部の債権者の反対により事業再生計画案が成立しない場合がある。**
- **本制度は、経済的窮境に陥る前の段階から、専門的知識に基づき与信を行う「プロ債権者」である金融機関等の金融債権に限定した対象債権者の集団的意思決定を尊重し、裁判所は後見的な立場から認可を行う制度とする点で、法的整理手続（倒産手続）とは異なる一方で、金融債権者の集団的意思決定につき、多数決及び裁判所の認可により反対債権者も含めて法的効果が生じる点で私的整理手続とも異なる、「第三の手続」として新たに位置づけてはどうか。**

(参考) 委員等からの意見

- 本制度を**法的整理の一環として法的拘束力を持つ手続とするのか、準則型私的整理とするのか、あるいは法的整理における手続開始原因に至る前の倒産前の段階でも手続が利用できる点に着目した新しい手続とするのか、倒産処理制度における位置づけの明確化**が論点。
- 本制度の位置付けとして、**法的倒産手続の手前の段階で開始する制度、私的整理には全員一致が必要である故に上手くいかない場合に使う制度、その両者の中間の制度**という考え方があり得る。
- 本制度を**法的倒産手続の延長線上でとらえるのか、私的整理の延長線上でとらえるのか**につき、委員等の議論の土俵が共通ではないと感じた。

(1) 総論 論点③

- 既存の準則型私的整理手続と並置して選択可能な制度とするか、既存の準則型私的整理手続を本制度に前置する制度とするか。

対応方針（案）

- 既存の準則型私的整理の制度は、対象債権の範囲は事業者の選択に委ねられる柔軟性があり、また、私的自治を基礎として計画の成立に対象債権者全員の同意を要することから、**手続開始時の一時停止についても全員の同意が必要**である。
- 一方、**本制度は、対象債権を金融債権に限定した上で、最終的に反対債権者の対象債権の権利変更を認め得る**手続であり、論点⑨のとおり、**裁判所による一時停止の命令を措置する方向性が示されている**という違いがある。
- これらの違いから、既存の準則型私的整理の制度を本制度に前置した場合、**対象債権の範囲の違いから計画を策定し直す必要が生じる**ほか、本制度が後続に控えていることを鑑みて**先行する準則型私的整理の開始時において一部の債権者が一時停止の要請に応じない可能性**がある。
- よって、本制度は**事業再生ADR等の既存の事業再生の手続に新たな選択肢を与えるものとして、既存の準則型私的整理手続と本制度は並置させてはどうか。** 12

(参考) 委員等からの意見

(● : 委員、○ : 金融/実務関係者)

- 新制度を創設する場合、**既存の準則型私的整理の制度と並置すべき**である。
- 当団体内では、**既存の私的整理で成立できなかった場合に本制度を利用するという考え方が多かった**。他方、この点について異なる意見の者もいた。その代表的な意見が、**多数決が後で控えているのであれば全員同意の手続には最初から入らない者がいる場合も考えられるので、はじめから本制度を開始する必要があるとの意見**である。ただし、多くの者は、既存の私的整理や法的手続への影響を気にしており、並置した場合、本制度の利用が多くなることへの影響をどう緩和できるかが問題。
- 「一部債権者が同意しない場合に備えた制度」や「**既存の私的整理にて成立困難であった事例に限って**」本制度の利用が可能という点は、**条文上、本制度の開始要件とするべきとの意見**か。それとも、**実務的にそのような運用**を行うことで足りるのか。
 - **法律上の条文として、既存の私的整理の利用を本制度の開始要件とすることは、法制上の問題がある**。法制度としては、**既存の私的整理とは別に、本制度が存在することになるのだろう**。
 - **法律上の要件として、（既存の私的整理にて成立困難であったことを、）本制度の開始要件に入る前提**で意見を述べた。

(2) 対象事業者 論点④

- 本制度と既存の準則型私的整理手続を並置する際に留意すべき点の1つとして、**倒産前の早期かつ迅速な事業再生が必要な本制度の対象事業者**について、どのように考えるか。

対応方針（案）

- **倒産前の早期かつ迅速な事業再生を促進する観点**から、本制度の**対象事業者**は、民事再生法上の「**経済的に窮境にある**」状態の**前段階**として、「**経済的に窮境に陥るおそれのある事業者**」としてはどうか。

<参考> 民事再生法における再生手続

- **再生債務者は「経済的に窮境にある債務者」である**
- **再生手続の開始原因**
 - ①破産手続開始の原因となる事実（支払不能又は債務超過）の生ずるおそれがあるとき
または、
 - ②債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく、弁済期にある債務を弁済することができないとき

(参考) 委員等からの意見

(● : 委員、○ : 金融/実務関係者)

- **既存制度との棲み分け基準**について、金融機関の立場から具体的にどのような基準が良いと考えているのか。
 - 事業再生ADR以外の私的整理とは、債務者の事業規模や債権額で棲み分けるべき。事業再生ADRとの棲み分け基準については明確な意見はないが、**事業再生ADRと同じ程度の窮境状況、規模が対象**と考える。

(2) 対象事業者 論点⑤

- 本制度における**事業再構築要件**について、どのように考えるか。

対応方針（案）

- **経済的窮境に陥るおそれのある事業者が、早期に過剰な金融債務の整理に着手し、事業再生に取り組むために、本制度の利用を躊躇しないよう、「事業再構築」を要件として措置しないこととしてはどうか。**

(参考) 委員等からの意見

- 事業再構築の定義を柔軟に解して利用しやすい制度とすべき。
- 事業再生ADRから本制度に移行する場合、事業再生ADRでは求められていない事業再構築の該当性や両制度の対象債権の不一致、両制度間の手続実施者の変化等の課題が考えられる。

(2) 対象事業者 論点⑥

- **モラルハザード防止の観点から、粉飾決算など虚偽情報により融資を得た事業者、悪意をもって一時停止違反をした事業者など、誠意のない事業者を本制度の対象から排除する制度設計**について、どのように考えるか。

対応方針（案）

- 「**誠意のない**」事業者については、本制度の利用や可決に必要な、
 - ① **第三者機関による利用要件の確認**（主要債権者が本制度の利用に異議を示していないなど、対象債権者集会の決議が成立する見込みがないことが明らかでないこと）
 - ② **決議要件**（対象債権者の多数の同意）

の両者を満たすことが出来ないと考えられることから、追加的に除外規定を設けることは不要としてはどうか。

(参考) 委員等からの意見

- 「誠実な対応」は人によって見方が異なり、紛糾するおそれがある。3分の2又は4分の3の多数の債権者が計画案に同意することを前提としても、なお、債務者による濫用があるといえるか。本制度は迅速性に力点が置かれていることに鑑みれば、一般条項で争いが生じることは、制度の円滑な運用の観点からは望ましくない。
- 濫用の懸念はよく理解できるが、**申立ての段階で悪質な債務者として不適格な要件を決めることは良いが、グレーな要件になると制度の利用可能性に迷う。可能な限り細かい要件は設けない方が良い。**

(3) 対象債権 論点⑦

- **金融債権以外の債権**についても、**案件に応じて柔軟に対応することの可否**も含めて、**対象債権の範囲や根拠**について、どのように考えるか。

対応方針（案）

- 憲法学者より、①**金融機関等**はいわゆる「**プロ債権者**」であり、その有する**貸付債権は商取引債権と差異があること**、②**事業再生の慣行**として、2000年代より20数年を経て、**私的整理により金融債権のみを減免して事業再生を図る一定の規範意識が形成されつつあること**等を踏まえ、**本制度は憲法違反とならない**との意見が出されているところ。
- また、個別案件に応じて対象債権を柔軟に選択可能とした場合、①**債権者の予見可能性が下がること**、②**入口段階で手続の対象となるかの争いが生じ得ること**などから、**制度の安定性を損なう可能性がある**。
- 以上を踏まえ、**対象債権は金融機関等の金融債権に限定することが適当**ではないか。その上で「**金融機関等**」及び「**金融債権**」が具体的に何を指すか、検討が必要ではないか。

(参考) 株式会社地域経済活性化支援機構法 (抄)

(定義)

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関
- 二 農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第1項に規定する農水産業協同組合
- 三 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第2項に規定する保険会社
- 四 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者
- 五 政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）
- 六 前各号に掲げる者のほか、金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるもの

(参考) 委員等からの意見

(● : 委員、○ : 金融/実務関係者)

- 必要に応じてリース債権を対象とできるのか等、個別の事案に即して対象債権の範囲を変更できるかは論点。
- 実務運用の面では、**明確化の観点から、対象債権を金融機関等の有する金融債権に限る等、限定列挙いただきたい**。商取引債権を保護することで事業価値が維持され、ひいては債権者全体にプラスとなる。
- **リース債権その他の債権も対象債権としても憲法上の問題をクリアできるかという問題がある**。
- **実務的には商取引債権は手続外とした方が良い**。債権者も自らが手続の対象となるか**予測可能性が低くなる**ため、事業価値が毀損し混乱が生じる。また、債権者から、**入口段階から手続の対象となるか否か徹底的に争われる**ことが予測される。
 - **公募社債を発行している場合や、明らかに債務者の窮境要因を招く一端を担った事業者が債権者にいる場合は、それらを手続に入れなくて良いのか疑問**。
 - 特に中小企業の場合、**オーナーからの借入れや取引先から仕入債務の支援**を得ている場合など、**金融債権者のみを対象債権者とすることが必ずしも合理的でない場合もあり**、**選択の余地を残した方が良い**。

(4) 担保付債権 論点⑧

- 本制度における**担保付債権の扱い**について、どのように考えるか。

対応方針（案）

- **担保付債権に係る多数決による権利変更の対象**については、実体法上の担保権の優先性が尊重されるべきであるため、民事再生法における取扱いも踏まえ、**非保全部分に限定**してはどうか。
- **担保付債権に係る議決権の額**については、多数決による権利変更の対象となる、**非保全部分の額**としてはどうか。

(参考) 委員等からの意見

(● : 委員、○ : 金融/実務関係者)

- **権利変更となる債権は担保によって保全されていない非保全部分のみが適切。**
- **権利変更の対象が非保全部分に限られるにも関わらず、保全部分も議決権に加えることは多数決の同質性を損なうとともに決議結果にも歪みが生じる。**担保部分の債権者と非保全債権者は利害が異なるため、**同じ母数に含めた多数決は望ましくない。**
- いわゆるリスクも権利変更ではないか。現在の私的整理の実務では、**担保付債権の保全部分のリスクを含めた権利変更について検討しているため、保全債権額も含めて議決権の対象とすべき**である。
- 仮に、保全債権についてリスク、DDS、DESも含まれる場合、その部分の議決権はどのように考えるか。LBOローンのように全資産が担保に取られている場合や企業価値担保権が設定されている場合に、**非保全債権のみを議決権の対象とすることが適切と考えるか疑問がある。**
 - リスク、DES、DDSは権利変更。**現行の私的整理のように考えると、保全・非保全に関わらず全員で決議を行う。**その場合、少額債権者が賛成しない場合でも、保全債権者が権利変更について賛成していることを確認する前提で認可することで、両方のバランスを取れる。

(5) 一時停止 論点⑨

- 手続の初期の段階で**裁判所による強制力のある一時停止の制度が必要**との指摘があったが、**対象となる範囲**について、どのように考えるか。

対応方針（案）

- 手続開始後に、**強制執行や担保権実行が行われた場合**、債権者間の公平が保たれず又は**公正かつ円滑な事業再生に支障が生じる可能性**がある。
- このため、事業者から求めがあった場合、**第三者機関**は、本制度の利用要件の確認後、全ての対象債権者に対し、**一時停止の要請**を行わなければならない旨の規定を設けることとしてはどうか。
- また、第三者機関による任意の要請だけでは、必ずしも強制執行や担保権実行を妨げることができないため、一定の要件のもとで、**裁判所が強制執行や担保権実行の中止を命令**することができる旨の規定を設けてはどうか。

(参考) 委員等からの意見

(● : 委員、○ : 金融/実務関係者)

- 一部の債権者が一時停止に同意しない場合、**裁判所が一時停止命令を迅速に発令できる制度が必要**。
- 計画案について多数決を導入する以上、**手続の初期の段階でも、何らかの強制措置を設けるべき**。裁判所により強制的に一時停止を決定できる措置が必要。
- 一時停止は、**個別の強制執行や担保権実行を停止する強制力を持ったものが必要**である。
- 裁判所が関与する**強制力のある一時停止**とするか、事業再生ADRのような**任意の一時停止**を選択できることとするかは、法的整理または私的整理どちらの延長かといった**制度としての位置付けの議論と関連**。
- 一時停止命令について、担保権の実行の中止のように、担保権実行の着手自体を妨げる実行の禁止も含める趣旨か。本制度で**担保権実行を完全に禁止することが可能と考えるか**。どうしても必要だとすれば、**その理由**はどこにあるのか。
 - 意見書提出時点では、担保権実行の「禁止」も含める趣旨であったが、ご指摘を踏まえて、「**禁止**」まで含めるべきか再考したい。

(6) 決議・裁判所認可手続 論点⑩

- 決議の可決要件のうち、**債権額要件**について、どのように考えるか。

対応方針 (案)

- 対象債権者集会の決議において、**対象債権者全員の同意が得られた場合は、本制度によらず、私的自治を基礎として対象債権の権利変更が直ちに効力を有することとしてはどうか。**
- また、**全員同意が得られなかった場合は、諸外国の制度も参考に、議決権者の議決権の総額の3/4以上の賛成により、対象債権のうち担保により保全されていない非保全部分の権利変更に係る決議の成立を認めることとしてはどうか。**

(参考) 委員等からの意見

(● : 委員、○ : 金融/実務関係者)

- 決議要件は3分の2も4分の3もあり得る。
- (対象債権者を金融債権者に限定した場合) **少なからぬ債権者 (議決権の3割超等) が反対する計画案には大きな問題が含まれていることが懸念される。**
- **総議決権の4分の3以上とすることが妥当**ではないか。多数決水準を仮に3分の2以上とした場合、約30%の債権者の意見は通らないことになり、私的整理手続としては、少額債権者の保護に欠ける。

(6) 決議・裁判所認可手続 論点①①

- 決議の可決要件のうち、**頭数要件**について、どのように考えるか。

対応方針 (案)

- ▶ オブザーバーから指摘のあった、**可決要件への頭数要件の追加**については、以下の2点から、**不要**としてはどうか。
 - ① 法的整理の1つである**民事再生法**は、**対象債権者が一般債権者**（ゴルフ会員権等を有する債権者等）であり、**大多数に及ぶ可能性があることから**、出席した議決権者の過半数の同意という**頭数要件**を課している。

一方、**本制度は、対象債権者が専門的知見に基づき金融事業を行う金融機関等に限定され、議決権者数が大多数にまで及ぶことは想定されていないこと。**
 - ② **債権譲渡により保有債権を分割すれば債権者数を増やすことができ**、近時の諸外国の例でも、**頭数要件を採用しない例があること。**

(参考) 委員等からの意見

(● : 委員、○ : 金融/実務関係者)

- 金融債権に限定するのであれば**頭数要件は不要**。
- **可決要件は政策問題**であり、理論的には決められない。ただし、本制度では金融機関が対象債権となることを前提にすれば、**頭数要件を入れる合理性は基本的にはなく、債権額要件で足りる**。
- **頭数要件を入れるとかえって混乱する**と考えられる。制度設計による濫用防止を議論して、頭数要件は不要にするのが良いのではないか。
- 頭数要件を入れるとしても4分の3ではなく、濫用防止の観点から2分の1とすべき。
 - 主要行が大半のシェアを持っている場合、**その他の銀行は事実上議決権を持たない状態は不合理**。
 - 主要債権者が大半のシェアを占めている場合、**事実上、少額債権者が議決権を持たないことになり得るため頭数要件は必要**。
 - 1つの金融機関が大きなシェアを持っている場合、**債権額のみ要件とすると、他の債権者の賛否によらずに議決可能となり、公平性が担保できない**。
 - **頭数要件は全金融機関団体から意見が出ているため、慎重に議論いただきたい**。
- **頭数要件は不要**。濫用の防止は、頭数要件ではなく、合理的な再構築計画案を作れる仕組みで解決すべき問題。

(6) 決議・裁判所認可手続 論点⑫

- 公平性・信頼性確保の観点と、迅速性等の運用の観点を踏まえ、**裁判所による認可手続の位置付けや関与の程度等**について、どのように考えるか。

対応方針（案）

- 対象債権の権利変更に関する対象債権者集会の決議（全員同意の場合を除く）後、**裁判所が後見的に手続の公正性や清算価値保障原則の遵守等の一定事項のみを確認し、認可する**仕組みとしてはどうか。
- 具体的には、裁判所は、
 - ① 手続や対象債権者集会の**決議が法令に違反**するとき、
 - ② **決議が不正な方法で成立**するに至ったとき、
 - ③ **決議が著しく不公正**であるとき、
 - ④ **決議が対象債権者の一般の利益に反する**とき（清算価値保障原則が遵守されていないとき）は、**決議の認可をすることができない**制度としてはどうか。
- また、**対象債権者・事業者（債務者）**は、裁判所の認可について、即時抗告により、**上記の①～④の不認可事由の有無の判断**（対象債権の権利変更に関して対象債権者間の平等原則違反がある場合、対象債権の範囲や議決権の額に誤りがある場合等も含む）につき、**不服申立てできる**制度としてはどうか。

(参考) 委員等からの意見

(● : 委員、○ : 金融/実務関係者)

- 反対債権者の権利・利益保護と裁判所の負担のバランスをとり実務的に機能する仕組みとする必要がある。
- 第三者機関及び債権者の意見を聴取しつつ、後見的に決議の瑕疵や清算価値保障を審査する点につき違和感はない。迅速性の観点から、計画の内容や相当性、公平性については第三者機関による確認を経ていることを踏まえ、裁判所では専ら手続の適正性を主に審査いただきたい。
- 裁判所の審査対象として、手続や決議の瑕疵、清算価値保障は必須。加えて、対象債権の範囲や議決権の適正性も対象とし得る。
- 計画の認可段階で裁判所が関与する場合、それまでの手続の経緯等の情報の共有はどのタイミングで行うか検討すべき。
- 計画案の履行可能性を一例に、判断に時間がかかる要件を設定すべきではないとされているが、倒産手続の再生及び更生計画の認可要件として入っている履行可能性を本制度で除外できるか疑問。
 - 当該記載は、認可手続に時間がかかってはならないという趣旨。履行可能性そのものは重要であるが、履行可能性の判断を裁判所が行う場合、手続の最初から入っていることが重要。一概に排除ではなく、時間がかからない範囲内とすべきという趣旨。

(7) その他 論点⑬

- 本制度から法的倒産手続に移行する場合に、留意すべき点があるか。

対応方針（案）

- 事業者は、事業環境の急激な変化等によって、本制度の利用中に、**本制度による事業再生が困難となり、再生手続等の他の倒産処理手続に移行して事業再建を図らなければならないこともあり得る。**
- そのため、事業価値毀損を回避する観点等から、事業再生ADRを活用している事業者が倒産処理手続へ移行した際に関連手続の円滑化のために措置されている**産業競争力強化法の既存の規定を参考に、本制度の利用に際しても関連手続の円滑化のための特例の考慮規定を措置してはどうか。**
- 加えて、本制度の手続利用中に法的倒産処理手続が申し立てられた場合に、**保全処分・開始決定等の判断を行う裁判所に対する第三者機関の意見陳述の規定も措置し、倒産処理手続における弁済禁止等の保全処分や手続開始決定に際して、本制度の利用状況を考慮できることとしてはどうか。**

<参考> 産業競争力強化法の法的整理移行時の考慮規定

- ① 再建型倒産処理手続における監督委員選任の考慮規定（同法第49条・第50条）
 - ② 資金の借入れに関する再建型倒産処理手続における考慮規定（同法第56条～第58条）
 - ③ 商取引債権に関する再建型倒産処理手続における考慮規定（同法第59条～第65条）
 - ④ 簡易再生申立の判断に係る考慮規定（同法第65条の3・第65条の4）
- ※ 上記の他に、特定調停における調停機関に関する考慮規定（同法第48条）、社債権者集会の決議認可に係る判断の考慮規定（同法第54条・第55条）も存在。

(参考) 委員等からの意見

- 事業再生ADRから本制度への移行、本制度から法的整理への移行が円滑に行えるように制度を設計すべき。
- 最初から本制度を利用する場合でも、**法的整理に移行する際のプレ DIP ファイナンスの優先的な取扱い等の課題**も発生し得る。

(7) その他 論点⑭

- 事業再生ADRから本制度に移行する場合に、留意すべき点があるか。

対応方針（案）

- 事業再生 ADR から本制度への移行を円滑化するため、**基本的な枠組みの基準は、事業再生ADRを参考に規定してはどうか。**
- 例えば、本制度では、裁判所が後見的に手続の公正性や清算価値保障原則の遵守等の一定事項のみを判断することに鑑み、**事業再生ADRを参考に、権利変更の内容の前提となる資産評定等を第三者機関の調査対象**とすることで、計画の履行可能性を担保するとともに、対象債権者の決議に係る判断に資することとする仕組みとしてはどうか。

<参考> 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（抄） ※事業再生ADRに関する規定

第二十九条 債権放棄を伴う事業再生計画案は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 債務者の有する資産及び負債につき、経済産業大臣が定める基準により資産評定が公正な価額によって行われ、当該資産評定による価額を基礎とした当該債務者の貸借対照表が作成されていること。
 - 二 前号の貸借対照表における資産及び負債の価額並びに事業再生計画における収益及び費用の見込み等に基づいて債務者に対して債務の免除をする金額が定められていること。
 - 三 株主の権利の全部又は一部の消滅（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。）について定められていること。
 - 四 役員の退任（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。）について定められていること。
- 2 認証紛争解決事業者は、前項の事業再生計画案が同項各号のいずれにも該当すること及び経済産業大臣が定める事項について、第二十二条第三項ただし書の手続実施者に対し、書面による確認を求めるものとする。

(参考) 委員等からの意見

(● : 委員、○ : 金融/実務関係者)

- 事業再生ADRから本制度への移行、本制度から法的整理への移行が円滑に行えるように制度を設計すべき。
- 事業再生ADRから本制度に移行する場合、事業再生ADRでは求められていない事業再構築の該当性や両制度の対象債権の不一致、両制度間の手続実施者の変化等の課題が考えられる。
- 全員同意を予定した事業再生ADR手続を開始したが、手続実施者が確認した公正公平で合理的な計画案に対して、可決要件を満たす法定多数の同意を得たものの一部債権者の同意が得られない場合に、**本制度に円滑に移行できる方策を設けることが、本制度の有効な活用を促進するために重要**であり、その点に留意した制度設計にすることが望まれる。
- 事業再生ADR手続が先行し、一部債権者の同意が得られずに**本制度に移行する場合**に、また**1から本制度を開始することは迅速性に欠ける**ため、**移行手続の組み立てが重要**となる。この点について何か具体的な考えはあるか。
 - どの段階で移行するかによって変わり得るが、仮に、事業再生ADRの手続実施者が計画内容の公正性、公平性及び妥当性を結論づけた調査報告をし、決議の段階で移行した場合には、新たに第三者機関が手続の内容についての判断する必要はないと考える。そのために、**例えば、数値基準、資産評定基準については、2つの制度の間でダブルスタンダードを設ける必要はなく、同じ基準に従って計画内容が調査されていれば、その調査結果を本制度においても活用できる**。事業再生ADRの決議前に本手続に移行した場合であっても、事業再生ADRにおける手続実施者と同じ者が選任されることが妨げられないとすれば、移行前の手続を活用しつつ、本制度における調査報告も行き、本制度で決議を行うことが可能と考える。

(7) その他 論点⑮

- 決議に関し考慮すべき点の1つとして議論されている、**反対債権者に対する債権買取請求権**について、どのように考えるか。

対応方針（案）

- オブザーバーから指摘のあった、**反対債権者に対する債権買取請求権の追加**については、以下の2点から、**不要**としてはどうか。
 - ① 同様に多数決及び裁判所の認可で権利変更を認める**会社法上の社債権者集会**や**法的整理**では措置されていないこと。
 - ② **裁判所の認可**において、**清算価値保障原則の遵守が確認**され、配分される利益が、事業の全部を廃止した上で債務者財産を解体清算し、個別に売却した場合の配分利益以上であることは保障されること。

(参考) 委員等からの意見

- 本制度は、多数決により債権者の権利変更を可能とする制度であることから、十分な少額債権者の保護が必要。**反対債権者の保護の観点から、「債権の買取請求権」等の措置**を設けることも考えられる。
- **一定の少額債権**については、海外での制度も参考に**「債権の買取請求権」等の措置**や、対象債権から除外することを検討することが考えられる。

(7) その他 論点①⑥

- 制度設計上、留意すべき点の1つとして議論されている、**債権放棄を含む権利変更を行うことになった場合の税務上の取り扱い**について、どのように考えるか。

対応方針（案）

- オブザーバーから指摘のあった、**債権放棄を含む権利変更を行うことになった場合の税務上の取り扱い**については、本制度についても、その**取り扱いについて明確化を図っていくこと**としてはどうか。

<参考> 事業再生ADRにおける税務上の取扱い

- **事業再生ADR**において、事業再生計画の成立により債権者が行う債権放棄等は、原則として、倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので**合理的な再建計画に基づくものである等の相当な理由があると認められるとして、その債権放棄等による損失を税務上損金算入することができる。**

(参考) 委員等からの意見

- 事業再構築計画の決議の結果、債権者が債権放棄等の権利変更を行うこととなった場合、税務上の損金算入が認められるよう明確化すべき。